

平時の試験検査、調査研究、研修指導、公衆衛生情報の収集・分析・提供業務において、健康危機発生時への対応を念頭に置いた OJT の実施を通じて人材育成を行う。

② 健康危機発生時への対応を念頭に置いた OffJT への職員派遣

国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、大学等が開催する研修会等に職員を派遣し、健康危機発生時への対応を念頭に置いた OffJT の受講を通じて人材育成を行う。

③ 人材育成機関におけるプログラムの充実

国立保健医療科学院はもとより、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所等における人材育成プログラムは年々充実・強化されてきているが、そのプログラム内容は担当者を対象としたものや、長期間に亘ったりするものが主となっているのが現状である。今後は、これまでのプログラムに加え、職制（所長、部門責任者、担当者）を踏まえた短期～中期のプログラムの整備・充実が望まれる。

(3) 健康危機管理シミュレーションの実施

厚生労働省、国立保健医療科学院、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所、都道府県政令市健康危機管理部局、地方衛生研究所全国協議会、全国保健所長会が実施主体となって、過去の健康危機事例を参考に、模擬事案を検討し、次に示すような健康危機管理シミュレーションを全国規模で定期的に実施し、危機

発生時に備える。

- ① 緊急時の連絡・通報シミュレーション
- ② 危機対応体制の編成シミュレーション
- ③ 原因物質、伝播・拡大経路の特定（推定）シミュレーション
- ④ 特定（推定）した原因物質、伝播・拡大経路の報告シミュレーション
- ⑤ 特定（推定）した原因物質、伝播・拡大経路の報道発表シミュレーション等

E. 結論

地方衛生研究所職員に求められる健康危機管理能力は、マネジメント能力、危機対応実務能力、組織強化能力の 3 つに整理することができるが、これらの能力は職務権限と職責（所長、部門責任者および担当者）に応じたものでなければならない。すなわち、所長と部門責任者は所または部門のマネジメント能力と組織強化能力、部門責任者と担当者は危機対応実務能力を備えておく必要がある。そのためには、平時から、健康危機発生時への対応を念頭に置いた OJT の実施、OffJT への職員派遣、健康危機管理シミュレーションの実施等を通じた適切な人材育成に取り組むことはもとより、職務遂行能力を有した人員配置に努めることが重要である。

また、適切な人材育成と人員配置の推進にあたっては、前出 C. 研究結果の（4）の後段に記述した「地域健康危機管理担当職員に求められるコンピテンシー」に関するデルファイ法調査結果による職種・職位

別のコンピテンシーについても勘案する必要
がある。

F. 健康危機情報

該当なし。

G. 研究発表

該当なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし

I. 引用文献

- 1) 橋とも子：健康危機事例を用いた健康危機管理に必要な能力・技術の構造分析に関する研究. 厚生労働科学研究費補助金健康科学総合研究事業「地域における健康危機管理研修に関する研究」（主任研究者：加藤則子）平成 16 年度総括・分担研究報告書, p. 312-346, 2005.
- 2) 河野龍太郎：医療におけるヒューマンエラー, p. 104-114, 医学書院(東京), 2004.
- 3) Tachibana T, Takemura S, Sone T, Segami K, Kato N : Competences Necessary for Japanese Public Health Center Directors in Responding to Public Health Emergencies. Japanese Journal of Public Health 52(11) :943-956, 2005.
- 4) 厚生労働省：地域における健康危機管理について－地域健康危機管理ガイドライン－, 2001 年 3 月.

表1. 東京都世田谷区セラチア院内感染事故から検討した地方衛生研究所(地研)の役割

区分	年月日	曜日	時刻	経過内容	住民の反応	地研担当者の判断	地研所長の判断	地研の役割・業務	地研に要した能力	地研の必要業務量	反省・意見
緊急時対応	H14.1.15	火	17:30	I病院長から世田谷保健所健康推進課 長に電話連絡							
	H14.1.15	火	18:30	東京都衛生局に連絡							
	H14.1.15	火	18:40	健康推進課長、同課保健師がI病院に 出向き状況調査(セラチアによる院内感 染集積の可能性ありと判断)							
	H14.1.16	水	8:30	世田谷保健所内で対応策・体制の検討							
	H14.1.16	水		区対策委員会の設置について都と協議 し、都衛生局、国立感染症研究所へ依 頼							
	H14.1.16	水		区対策委員会の設置に都も協力するこ とを了承	所長の指示に従つて、 情報共有と専門技術支援又 はその準備配置の要請が あった場合は、関連情報 の収集と微生物学的検査の 準備体制を執るよう指示す る。	①緊急時連絡体制 の的確な運用を行 う。 ②原因物質等閲連 情報の収集を迅 速・的確に行 う。 ③患者の症状等を 踏まえた微生物学 的検査の準備体制 を迅速に執る。	①緊急時連絡体 制の的確な運用を行 う。 ②原因物質等閲連 情報の収集を迅 速・的確に行 う。 ③患者の症状等を 踏まえた微生物学 的検査の準備体制 を迅速に執る。	情報収集 1人×7 0日	この時点で都衛生局から 都衛研への情報共有と、必 要に応じ専門的技術支援 又はその準備体制の要請 等が行われたかどうかは 不明であるが、このような 対応は入念的に執る必要 があり、そのための緊急時 連絡体制を確立する必要 がある。		
	H14.1.16	水	15:00	第1回現地調査(聞き取り調査、現場確 認等)							
	H14.1.16	水	15:00	東京都、第1回医療監視(I病院に対し、 区保健所の調査に協力するよう指導)							
	H14.1.16	水	17:30	I病院感染対策委員会、専門調査班設 置・第1回会議開催							

区分	年月日	曜日	時刻	経過内容	住民の反応	地研担当者の判断	地研所長の判断	地研の役割・業務	地研に要した能力	地研の必要業務量	反省・意見
	H14.1.17	木		第2回現地調査(患者検体検査、病院内の環境調査等)、検体検査は都衛研に依頼(以下同じ。)		セラチアによる院内感染集積の可能性を踏まえた微生物的検査を実施する。	セラチアによる院内感染集積の可能性を踏まえた微生物的検査を実施する。	患者の症状等を踏まえた院内感染原因微生物の検出と分離同定を行う。	微生物的検査	10人 × 10日	①都衛研における緊急時検査体制の構築はどのように行われたか不明であるが、セラチアによる院内感染集積の可能性を踏まえた細菌学的検査と、入念的にウイルス学的検査の体制を組織し、速やかに検査に着手する。 ②シーケンサーによる遺伝子検査の実施の可否は不明であるが、原因微生物が分離されたら、分離株から迅速やかにDNA又はRNAを抽出し、シーケンサーによる塩基配列の分析と、原因微生物の検索を行う必要がある。
	H14.1.17	木		区議会への情報提供(以下、記者会見実施前に情報提供)							
	H14.1.18	金		第3回現地調査(患者検体検査、病院内環境調査、カルテ調査等)							
	H14.1.18	金		I病院が記者会見							
	H14.1.18	金		東京都、記者会見							
	H14.1.19	土		第4回現地調査(カルテ調査、聞き取り調査等)							
	H14.1.19	土		区医師会の協力による感染不安者の区内受診体制の整備							
	H14.1.19	土		世田谷保健所における区民からの相談・問い合わせへの対応開始							
	H14.1.20	日		第5回現地調査(環境調査等、カルテ調査、聞き取り調査等)							
	H14.1.20	日		東京都、第2回医療監視、プレス発表		適切な検査計画を立て、結果判明日を正しく予定する。		適切な検査計画の作成と、結果判明日を立てる。	検査結果判明予定期日等をプレス発表部門に共有する。		適切な検査計画を立て、結果判明日を正しく予定する。

区分	年月日	曜日	時刻	経過内容	住民の反応	地研担当者の判断	地研所長の判断	地研の役割・業務	地研に要した能力	地研の必要業務量	反省・意見
	H14.1.21	月		第6回現地調査(環境調査、カルテ調査等)							
	H14.1.21	月		保健福祉センターにおける相談・問い合わせ対応開始							
	H14.1.21	月		専門調査班疫学調査グループ打ち合わせ							
	H14.1.21	月		東京都、第3回医療監視、プレス発表		適切な検査計画を立て、結果判明日を正しく予定する。	適切な検査計画の作成と、結果判明日を明らかにさせ、プレス発表部門に共有するよう指示する。	検査結果判明日を立てる。結果判明日を共有する。	適切な検査計画を立て、結果判明日を正しく予定できる。	適切な検査計画を立て、結果判明日を正しく予定できる。	
	H14.1.22	火		第7回現地調査(感染経路、環境調査等)							
	H14.1.22	火		転院先病院での状況調査							
	H14.1.22	火		I病院に入院患者全員の検体検査依頼							
	H14.1.22	火		診療所、医師会等に衛生管理の徹底についての通知文書発出							
	H14.1.22	火		入院患者や医師会からの転院相談							
	H14.1.22	火		都にI病院患者への支援要請							
	H14.1.22	火	17:30	第2回I病院感染症対策委員会・専門調査班合同会議				疫学調査結果を踏まえた微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性の検討を行う。	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を検証する。	実地疫学、統計疫学、分子疫学の理解と解析ができる。	
								①環境検体3件からセラチア検出 ②患者血液から分離されたセラチアのPFGEパターン類似、薬剤感受性試験(ほぼ同じ)	指示し、検討結果の妥当性を判断する。		

区分	年月日	曜日	時刻	経過内容	住民の反応	地研担当者の判断	地研所長の判断	地研の役割・業務	地研に要した能力	地研の必要業務量	反省・意見
	H14.1.22	火	19:00	東京都、検体検査結果の記者発表				検体検査結果ブレス発表資料の作成支援を行う。	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を説明することができる。		
	H14.1.22	火	21:00	これまでの調査状況の記者会見				疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を説明することができる。	疫学調査結果ブレス発表資料の作成支援を行う。	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を説明することができる。	
	H14.1.23	水		第8回現地調査(カルテ調査、聴き取り調査)							
	H14.1.23	水		転院先病院での状況調査							
	H14.1.23	水		検体検査				これまでの検査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を判断することができる。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	
	H14.1.23	水		転院先(14日前の転院者4名)への患者情報の提供状況について都に伝達、1病院にも情報提供要請							
	H14.1.23	水		医師会等関係機関へ記者会見資料提供							
	H14.1.23	水		入院患者全員転院							
	H14.1.24	木		第9回現地調査(聞き取り調査)							

区分	年月日	曜日	時刻	経過内容	住民の反応	地研担当者の判断	地研所長の判断	地研の役割・業務	地研に要した能力	地研の必要業務量	反省・意見
	H14.1.24	木		検体検査(血液、喀痰、尿)	これまでの微生物学的検査結果と微生物との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	
	H14.1.24	木		疫学調査グループ打ち合わせ							
	H14.1.24	木		東京都、患者検体検査結果プレス発表	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	
	H14.1.24	木		東京都、第4回医療監視							
	H14.1.25	金		第10回現地調査(聴き取り調査中性水の検査等)							
	H14.1.25	金		検体検査	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	これまでの疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互の関連性と妥当性を踏まえ、さらに必要な検査を行なう。	
	H14.1.25	金		疫学調査グループ打ち合わせ							
	H14.1.25	金		I病院から転院先(14名)の情報把握、各病院主治医への連絡							
	H14.1.25	金		I病院での第1回感染症予防講習会							
	H14.1.25	金		東京都、医療監視結果プレス発表							

区分	年月日	曜日	時刻	経過内容	住民の反応	地研担当者の判断	地研所長の判断	地研の役割・業務	地研に要した能力	地研の必要業務量	反省・意見
事後対応	H14.1.26	土		第11回現地調査(カルテ調査、聴き取り) 調査等)							
	H14.1.27	日		第12回現地調査(カルテ調査、聴き取り) 調査等)							
	H14.1.27	日		転院先病院主治医への連絡							
	H14.1.28	月		第13回現地調査(カルテ調査、聴き取り) 調査等)							
	H14.1.28	月		転院先病院主治医への連絡							
	H14.1.28	月		特別医療監視チーム設置、第1回立入 調査							
	H14.1.29	火		都との情報交換・協議							
	H14.1.29	火		第14回現地調査(カルテ調査、聴き取り) 調査)							
	H14.1.30	水		第15回現地調査(カルテ調査、聴き取り) 調査)							
	H14.1.30	水		疫学調査グループ打ち合わせ							
事後対応	H14.1.30	水		医療監視チーム、検体検査結果ブレス 発表				疫学調査結果と微生物 学的検査結果との相互 の関連性と妥当性を説 明することができ、プレ ス発表資料の作成を支 援する。	検体検査結果ブレ ス発表資料の作成 と微生物学的 検査結果との相 互の関連性と妥 当性を説明する ことができる。		
	H14.1.31	木		第16回現地調査(カルテ調査、聴き取り) 調査)							
	H14.1.31	木		疫学調査グループ、医師会、区の実地 調査報告・意見交換							
	H14.1.31	木		医師会等への区役所等緊急連絡先の 徹底通知							
	H14.1.31	木		I病院での第2回感染症予防講習会							
	H14.1.31	木		区議会幹事長会での状況説明							
	H14.2.1	金		I病院長への改善指導文書交付							

区分	年月日	曜日	時刻	経過内容	住民の反応	地研担当者の判断	地研所長の判断	地研の役割・業務	地研に要した能力	地研の必要業務量	反省・意見
	H14.2.4	月		厚生労働省へ経過説明				疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互関連性と妥当性を説明することができる。資料の作成を支援する。	説明資料の作成支援を行つ。		疫学調査結果と微生物学的検査結果との相互関連性と妥当性を説明することができる。資料の作成を支援する。
	H14.2.4	月		保健所緊急連絡用携帯電話増設							
	H14.2.5	火		区役所の夜間休日の緊急電話連絡案内改善							
	H14.2.5	火		予防対策についての医師会と協議							
	H14.2.5	火		第17回現地調査(聴き取り調査)							
	H14.2.6	水		区内施設等への感染予防の徹底依頼							
	H14.2.6	水		関係機関への緊急連絡用携帯電話増設通知							
	H14.2.6	水		感染症発生対応・予防対策についてプレス発表				関連する専門的事項についてプレス発表資料の作成を支援する。	専門的事項についてプレス発表資料の作成支援を行う。		関連する専門的事項について説明することができる。
	H14.2.7	木		第18回現地調査(聴き取り調査、中性水調査)							
	H14.2.8	金		第19回現地調査(聴き取り調査)							
	H14.2.12	火		第2回特別医療監視チーム、監視指導							
	H14.2.13	水		専門調査班長との協議							

区分	年月日	曜日	時刻	経過内容	住民の反応	地研担当者の判断	地研所長の判断	地研の役割・業務	地研に要した能力	地研の必要業務量	反省・意見
	H14.2.14	木		第3回I病院感染症対策委員会・専門調査班会議開催、中間報告、記者会見		疫学調査結果と微生物学的検査結果に基づき、感染経路を特定した科学的根拠を提示する。 ①患者、環境から分離されたセラチアのPFGEは3グループ ②血液から分離されたセラチアのPFGEほぼ同一 ③ヘパリン生食のセラチア汚染	疫学調査結果と微生物学的検査結果に基づき、感染経路を特定した科学的根拠を提示する。	環境一中間媒体ー患者間の感染経路を特定するための調査結果を提供する。	実地疫学、純疫学、分子疫学、分子生物学的理解と解析ができる。		
	H14.2.19	火		第19回現地調査(聴き取り調査)							
	H14.2.19	火		区議会福祉保健委員会で状況報告							
	H14.3.1	金		遺族から情報開示の相談・依頼							
	H14.3.7	木		院内感染予防マニュアル配布と立入検査の実施についてプレス発表							
	H14.3.8	金		弁護士法第23条の2に基づく照会							
	H14.3.8	金		厚生労働省での全国課長会において状況報告							
	H14.3.18	月		区内医療機関に対する第1回感染予防講習会							

区分	年月日	曜日	時刻	経過内容	住民の反応	地研担当者の判断	地研所長の判断	地研の役割・業務	地研に要した能力	地研の必要業務量	反省・意見
	H14.3.27	木		第4回I病院感染症対策委員会・専門調査班会議開催		環境一中間媒体ー患者間の感染経路を断定するための感染再現実験計画を作成し、計画に基づく再現実験を行い。結果を取りまとめる。	疫学調査結果と微生物学的検査結果に基づく感染再現実験計画の作成を指示し、その妥当性を判断した上で、再現実験の実施を指示する。また、再現実験結果の妥当性を判断する。	環境一中間媒体ー患者間の感染経路を断定するための感染再現実験計画の作成と実施、結果の取りまとめが適切にできる。	環境再現実験7人×12日		
	H14.4.5	金		弁護士法第23条の2に基づく照会への回答							

表2. 和歌山市毒物混入事件から検討した地方衛生研究所(地研)の役割

区分	年月日	曜日	時刻	経過内容	住民の反応	地研担当者の判断	地研所長の判断	地研の役割・業務	地研に要した能力	地研での必要業務量	反省・意見
緊急時対応	H10.7.25	土	19:08	119番通報「嘔吐している病人がいる」	救急搬送依頼						
	H10.7.25	土	19:45	消防局司令室から保健所食品衛生班長に「食中毒症状者を多數搬送」と連絡。保健所長はじめ関係職員に連絡、順次保健所に集合(9名)							時間外対応の体制が整備されて、関係機関に周知されているか。
	H10.7.25	土	20:10	保健所から食品衛生監視員2名が現場に出発。職員1名を消防局へ情報収集に出発。							
	H10.7.25	土	20:30	食品衛生監視員が現場に到着。調査および検体採取。力レーラーの喫食開始は18:00から。多数受診者があつたM外科医院院長から聞き取りをし、受診者の吐物を探取。症状は、嘔吐・吐き気・無熱で、力レーライスを食べた人にのみ症状があり、喫食後短時間で発症。	患者多 数でパニック状態	保健所担当者と情報共 有して、検査内容の検討。	関連情報の収 集と検査の準備体制の指 示。	食中毒が疑われる事例における原因 究明のための検 査。	①緊急時連絡体制の的確な運用を行える。 ②原因物質等閲 連情報の収集を 迅速・的確に行 える。 ③患者の症状等 を踏まえた検査 の準備体制を迅 速に執ることがで きる。		
	H10.7.25	土	21:10	食品衛生監視員2名保健所に戻る。							
	H10.7.25	土	21:30	消防局から保健所に電話。「病院医師から患者の便の検査の問い合わせがあつたので、答えてほしい医師に連絡。「日曜日でも市衛生研究所で検査をするので、明朝受け取りに行く」							

区分	年月日	曜日	時刻	経過内容	地研担当者の判断	地研所長の判断	地研の役割・業務	地研に要した能力	地研の必要業務量	反省・意見
	H10.7.25	土	22:00	市長から電話。保健所長が報告。「各病院と電話で連絡しながら把握中、今の時点では受診者60名中35名入院。各病院とも重症者はいないとの話で、食中毒のようだが発症時間が早いと。」	新聞記者が多数出入りし、ロビーへ退去を指示するが聞かず。	細菌性食中毒以外の可能性は考えられないか。	細菌性食中毒以外の可能性は考えられないか。			現場でのマスコミ対応。担当者を明確にする。
	H10.7.25	土	23:30	記者をロビーに出し保健所内でミーティング。記者への報告をせざるをえない。現時点では食中毒様症状の発生などする。市衛生研究所長と班長が来所。						
	H10.7.26	日	0:00	記者発表。食中毒に一部毒物の可能性を残して「食中毒様症状の集団発生について」としてマスコミに発表。質問に答えて、黄色ブドウ球菌が作るエンテロトキシンについて衛生研究所長も説明し、今の段階では確定できないと説明。		記者の質問に、仮定の話として答える。				記者発表の仕方。マスコミは、推論でもいいから結論を急ぐ、特に記事の締め切り前。
	H10.7.26	日	1:00	新聞記者からW病院の医師が警察へ連絡したらしいとの情報入手。電話で問い合わせ。「血中のリンが多く出たので、一応警察に届け出た」とのこと。全病院からは縮瞳について否定された旨を伝える。						
	H10.7.26	日	1:00	警察官3名が保健所に来所し、監視員が採取してきた検体を見に来る。						警察が事件を疑った際の連携。
	H10.7.26	日	2:10	警察官が食材仕入れ先のスーパーの牛肉を持参して検査を依頼。						
	H10.7.26	日	3:00	保健所職員解散し、自宅待機。						
	H10.7.26	日	3:30	検体を衛生研究所に搬入。						原因究明のためには、迅速な検査が必要。
	H10.7.26	日	7:00	警察署から衛生研究所長宅に電話。患者の一人が死亡したので採取した検体をそのままにしておくよう指示がある。						初めて死亡情報と保健所等と情報共有が必要。

区分	年月日	曜日	時刻	経過内容	住民の反応	地研担当者の判断	地研所長の判断	地研の役割・業務	地研に要した能力	地研の必要業務量	反省・意見
	H10.7.26	日	7:20	市長への報告で市役所に出向いた保健所長は、生活衛生課長から死亡者がお出らしいとの不確実情報を探集。NED病院で2人が重篤との情報を得る。まもなく別ルートから自治会長の死亡を知る。							得た情報の共有と、それをふまえての原因究明のための検討は適切に行われていたか。
	H10.7.26	日	7:35	NED病院で自治会副会長が死亡との情報が入る。							
	H10.7.26	日	7:54	NED病院で10歳男児が死亡との情報が入る。							
	H10.7.26	日	8:00	保健所のファックスに、「黄色ブドウ球菌によるエンテロキシンショックによる死亡」の報告を発見。							
	H10.7.26	日	8:40	警察署の要請で、衛生研究所に搬入済みの検体を任意提出。残りの検体について、衛生研究所で直ちに検査を開始。							
	H10.7.26	日	9:30	「園部第14自治会食中毒様症状対策本部」(本部長 市長)を設置。							
	H10.7.26	日	10:00	テレビで「県警が青酸検出」とのテロップが流れたとの情報。警察署に出向き、報道メモを入手。							
	H10.7.26	日	10:30	NED病院より保健所へ、入院中の女子高校生が突然の病状変化で死亡との連絡。関係医療機関へ、病状の急変や青酸化合物が検出されたらしいことをFAX							
	H10.7.26	日	11:30	日本中毒情報センターから取り寄せた「シアン中毒に関する情報」を保健所からFAX							
	H10.7.27	月	12:00	検体検査の結果、黄色ブドウ球菌・セレウス菌毒素不検出。							細菌検査1人×3日

区分	年月日	曜日	時刻	経過内容	住民の反応	地研担当者の判断	地研所長の判断	地研の役割・業務	地研に要した能力	地研の必要業務量	反省・意見
事後対応	H10.8.2	日	15:58	県警捜査本部から砒素検出の連絡(検査機関:警察庁科学警察研究所)保健所から各医療機関に、砒素検出の連絡。「日本中毒情報センター」から情報入手してFAXで情報提供。						金属の検査1人×1日	砒素の迅速検査体制の確立。金属・農薬等化学物質の迅速検査体制の確立。
	H10.8.2	日	18:05	県警捜査本部が砒素検出の発表。							
	H10.8.2	日	19:50	保健所にて記者発表。①砒素検出を関係医療機関に伝達、②砒素の体内残存量を検査できる機関を検索中。							
	H10.8.2	日	23:30	厚生労働省に援助を求め、検査機関が決まる。深夜に関係医療機関へ尿採取方法について伝達。							
	H10.8.3	月	17:00	関係医療機関の主治医等との意見交換会を保健所にて開催。「砒素中毒とは・検査方法について」等を講義。今後の検査のあり方の検討。							

表3. 地方衛生研究所に求められる緊急時の対応

区分	分類番号	分類	項目番号	項目	対応の内容
緊急時対応	1 健康危機発生情報の受信と試験検査等依頼の受託	① 健康危機発生情報の受信			健康危機発生情報の受信したときは、健康被害者の発生状況、症状、被害者周辺の環境状況、犯罪の可能性等の情報を収集する。
		② 原因究明等試験検査依頼の受託			犯罪の可能性を考慮し、原因究明等試験検査依頼を受託する。
	所内体制の編成	① 外部機関との連絡窓口責任者等の選任			外部機関(科捜研等を含む)との連絡窓口責任者、同補助者を選任する。必要に応じ、報道対応も行う。
		② 最新の健康被害等現地調査情報の収集			外部機関との連絡窓口責任者、同補助者は、最新の健康被害等現地調査情報の継続的な収集を行う。
		③ 関連情報収集責任者等の選任と情報の収集			関連情報収集責任者、同補助者を選任し、健康被害者の発生状況、症状、被害者周辺の環境状況等をもとに、類似事例と対応方法等に開ける情報を収集する。
		④ 検査内容、検査方法の選定と検査担当責任者等の選任			健康被害者の発生状況、症状、被害者周辺の環境状況等をもとに、必要な検査内容と検査方法を選定する。検査内容が有機化学物質、無機化学物質、細菌、ウィルス、自然毒等、多分野に及ぶ場合は、各分野の検査責任者と検査担当者を選任する。
		⑤ 地方衛生研究所全国協議会レフアレンスセンター、国立研究所、大学等への支援要請			所内検査が不可能な検査内容・項目については、地方衛生研究所全国協議会レフアレンスセンターに検査要請を行ふとともに、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所、大学等あてに指導要請を行う。
	⑥ 地方衛生研究所全国協議会健康危機ネットワーク機関への支援要請			通常保有・使用せず、緊急時に入手困難な特殊な試薬、試液、材料等の提供、技術指導等について、地方衛生研究所全国協議会健康危機ネットワーク機関あてに協力要請を行う。	
	⑦ 検体採取、積極的疫学調査に関する指導責任者等の選任			健康危機発生現場対応機関からの検体採取、積極的疫学調査に関する指導・支援要請を想定し、当該責任者と担当者を選任する。	
	3 現地調査への指導・支援	① 要請に基づく検体採取、積極的疫学調査の指導・支援			健康危機発生現場対応機関から検体採取、積極的疫学調査に関する指導・支援の要請があつた場合は、当該責任者等が対応する。

区分	分類番号	分類	項目番号	項目	対応の内容
	4	原因物質特定のための試験検査等の実施	①	原因物質特定のための迅速・正確な試験検査の実施計画の作成と実施	原因物質を特定するために、迅速かつ正確に試験検査を実施計画を作成し、実施するとともに、試験結果記録を作成・整理する。また、必要に応じ、試験検査の進捗状況、試験結果速報を主担当部局に報告する。
			②	試験検査結果の取りまとめと、原因物質の特定(推定)	試験検査結果を取りまとめ、関係収集情報とともに妥当性を検証しつつ、原因物質、伝播・拡大経路等を特定(推定)する。また、必要に応じ、その結果速報を主担当部局に報告する。
	5	試験検査結果と原因物質、伝播・拡大経路等の報告	①	試験検査結果と原因物質、伝播・拡大経路等の主担当部局への報告	取りまとめた試験検査結果と、特定(推定)した原因物質、伝播・拡大経路等を主担当部局に報告する。
	6	原因物質等報道発表資料の作成支援	①	報道発表主担当部局による報道発表に供する資料の作成支援	取りまとめた原因物質、伝播・拡大経路等をもとに、報道発表に供する資料作成を支援する。
事後対応	1	再現実験の実施	①	特定(推定)した原因物質、伝播・拡大経路等の再現実験の実施	特定(推定)した原因物質、伝播・拡大経路等の再現実験を実施し、当該健康危機事案の発生原因の妥当性を検証する。
			②	再現実験結果の取りまとめと主担当部局への報告	再現実験による発生原因の妥当性の検証結果を取りまとめ、主担当部局に報告する。
	2	再現実験結果等報道発表資料の作成支援	①	報道発表主担当部局による報道発表に供する資料の作成支援	再現実験結果と発生原因の妥当性の検証結果等の取りまとめ資料をもとに、報道発表に供する資料作成を支援する。
	3	再発防止への専門的技術支援	①	再発防止対策の検討、実施における専門的技術支援	主担当部局からの要請に基づき、再発防止対策の検討、実施における専門的技術支援を行う。
	4	学識経験者等専門委員会への報告資料の作成支援	①	学識経験者等専門委員会が設置された場合の同委員会への報告資料の作成支援	特定(推定)した原因物質、伝播・拡大経路、再現実験結果、再発防止対策等に関する、学識経験者等専門委員会による検討・検証が行われる場合は、委員会資料の作成支援を行う。

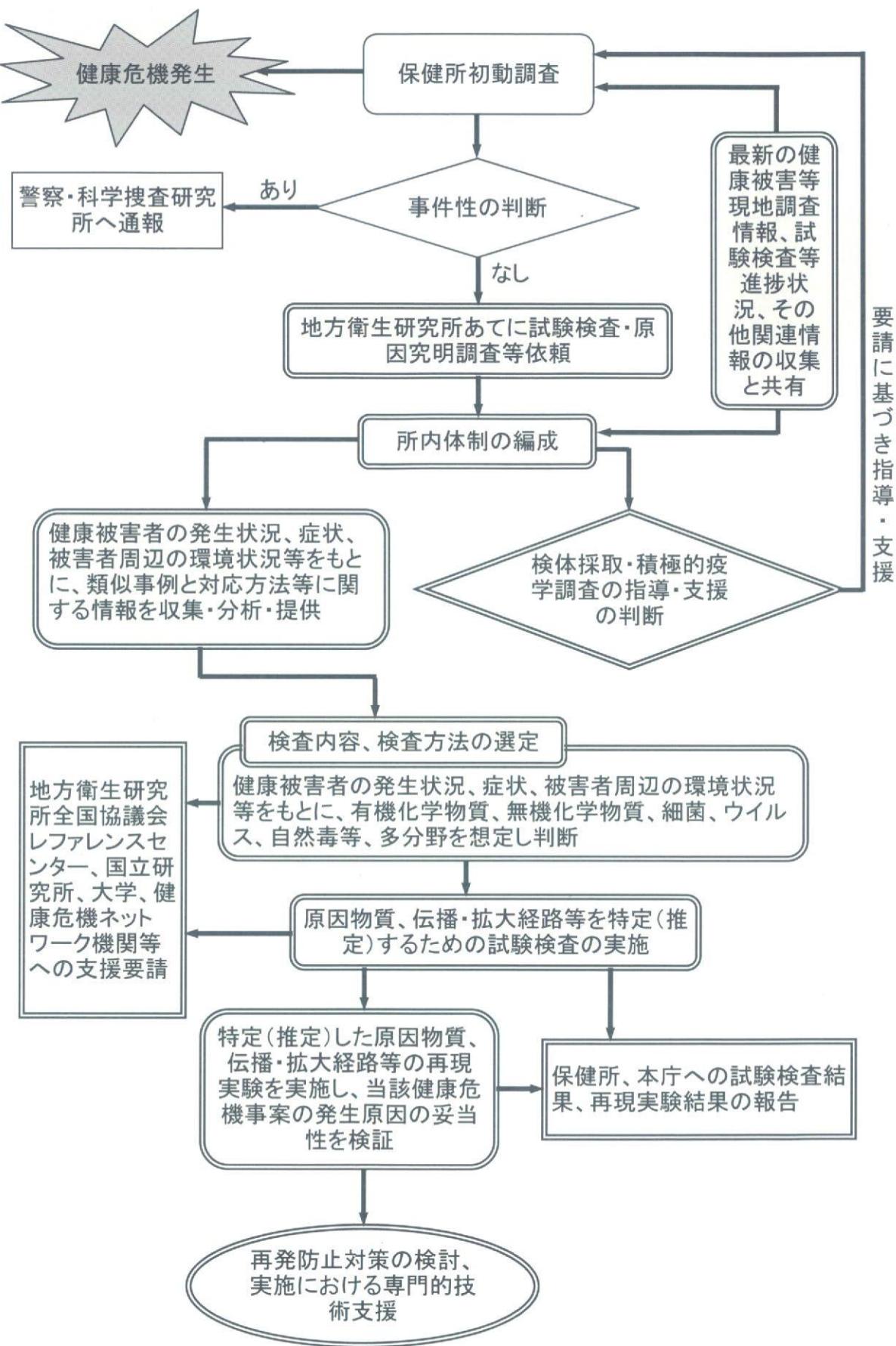


図1. 地方衛生研究所に求められる緊急時の主な対応フロー

表4. 地方衛生研究所に求められる平時の対応

分類番号	分類	項目番号	項目	対応の内容
1	所内健康危機管理体制の構築	①	健康危機発生時対応マニュアル等の策定	健康危機発生時ににおける所内対策会議等の設置、報道対応責任者、関連情報収集責任者、検査担当責任者、積極的疫学調査支援責任者、検体採取支援責任者等を定めるとともに、分類番号2～11に掲げる事項のうち必要なものを定める。
		②	健康危機発生時対応マニュアル等の周知徹底等	健康危機発生時対応マニュアル等に基づく所内対応体制の構築と職員への周知徹底等
2	緊急時連絡体制および関係機関との連携(情報共有・相互技術支援等)強化	①	緊急時連絡体制の確立 (緊急時連絡先の例:本庁健康危機管理部、保健所、地方衛生研究所、消防本部、市町村、警察本部、科学捜査研究所等)	健康危機発生時ににおける迅速・正確な情報の受発信が可能な体制(加入電話、携帯電話、FAX、eメールによる連絡網)を確立する。
		②	緊急時連絡体制による訓練と体制の検証	確立した連絡体制に従つて緊急時連絡訓練を実施し、その妥当性の検証と継続的改善に努める。
3	健康危機情報の収集・分析・提供	③	関係機関との連携・協力体制の確立 (関係機関の例:国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、医師会、医学会、大学医学部、国立病院、財団法人日本中毒情報センター等)	健康危機事案の未然防止・再発防止や被害者のケア等を的確に実施するため、関係機関との連携・協力体制を確立する。
		④	関係機関との連携・協力訓練と体制の検証	確立した連携・協力体制に従つて再発防止や被害者のケア等の訓練を実施し、その妥当性の検証と継続的改善に努める。
3	健康危機情報の収集・分析・提供	①	情報の収集	国内外の健康危機情報を収集する。
		②	情報の分析ヒデータベース化	収集した健康危機情報を分析・整理、データベース化(検索を含む。)するとともに所内での情報共有を図る。
		③	関係機関等への情報の提供	分析した健康危機情報を正確・迅速かつ分かりやすく関係機関等に提供する。

分類番号	分類	項目番号	項目	対応の内容
4	試験検査	①	試験検査技術の導入	過去の危機事例の原因物質に係る試験検査技術を導入する。
		②	試験検査技術の開発・改良	健康被害等を踏まえた未知原因物質を絞り込み、同定するための試験検査技術を開発・改良する。
		③	試験検査等のStandard Operating Procedure(SOP)の作成	過去の危機事例の原因物質の試験検査、未知原因物質を絞り込み、同定するための試験検査等のSOPを作成する。
		④	SOPの検証	作成したSOPの試験検査法の妥当性を検証する。
		⑤	SOPに基づく精度管理	SOPに基づく精度管理調査(内部、外部)を実施する。
		⑥	精度管理調査結果を踏まえた訓練	精度管理調査結果を踏まえ、必要な試験検査技術の訓練を行う。
5	調査研究	①	危機原因物質の発生・伝播・移行等調査技術の研究	健康危機原因物質の発生・伝播・移行等の調査技術を研究する。
		②	危機原因物質の除去技術・拡散防止技術等の研究	健康危機原因物質の除去技術・拡散等防止技術等を研究する。
		③	危機の予防・未然防止技術の研究	健康危機の予防・未然防止技術を研究する。
		①	試験研究機関相互の技術移管・技術指導	試験研究機関相互で、必要に応じ、試験検査・調査研究技術の移管・指導を行う。
6	技術移管・技術指導			情報の収集・分析・提供を担当する人材と当該部門をマネジメントする人材を育成する。
7	人材育成	①	情報の収集・分析・提供	健康危機発生現場において、検体採取、積極的疫学調査にに関する指導・支援ができる人材を育成する。
		②	検体採取・積極的疫学調査	試験検査・調査研究を担当する人材と当該部門をマネジメントする人材を育成する。
		③	試験検査・調査研究	試験検査・調査研究を担当する人材と当該部門をマネジメントする人材を育成する。
		④	関係機関、試験研究機関とのコーディネート	収集・分析・提供、試験検査・調査研究等について関係機関および試験研究機関とコーディネートする人材を育成する。
		⑤	所内関係部門の総合マネジメント	情報の収集・分析・提供、試験検査・調査研究、関係機関および試験研究機関とのコーディネート等、所内関係部門を総合的にマネジメントする人材を育成する。